

**茨木市総合保健福祉計画冊子作成業務委託
審査基準及び配点**

評価方法	審査項目	審査基準	配点
事務局による 一括評価	実施体制	専門性を有する人員(デザイナー、イラストレーター)の本業務への配置予定があるか。 業務経験1年～3年未満で3点、3年以上～6年未満で6点、6年以上で10点とする。 技術者1人につき最高10点で、満点は50点	50点
	見積書	「100×企画提案者中最低見積金額/当該企画提案者見積金額」(端数切捨て)	100点
	業務の実績	過去5年間に、行政計画冊子、自治体広報誌、市民向けリーフレット作成等の業務(企画・提案・編集・デザインを含めた業務とし、印刷のみは除く)の実績があるか (1件につき10点、最大50点)	50点
評価者による評価	企画提案及びラフレイアウトの内容 (75点×8人)	(1) 表紙について、イラスト、文字の配置、配色等デザインが見やすく、市民が関心を持ち、見たいと思うものになっているか	160点
		(2) 構成(目次、タイトル、本文、脚注等)について、文字の配置、配色等デザインが見やすく、読みやすい内容になっているか	200点
		(3) グラフ・図・表について、文字や数値の配置、配色等デザインが見やすく、わかりやすい内容になっているか	120点
		(4) イラストの活用、コラム欄の追加などの独自の工夫により、読み手の興味を引く内容になっているか	120点
合 計			800点